

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳴瀬会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、役員及び評議員並びにその他の委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) その他の委員とは、この法人の第三者委員会の委員をいう。
- (4) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員並びにその他の委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) その他の委員 報酬

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で理事会において決定する。

2 非常勤の役員及び評議員並びにその他の委員に対する報酬等の額は、別表

第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事及び非常勤の役員のうち報酬が月額と定められている者に対する報酬等の支給時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人鳴瀬会給与規程を準用する。）に支給する。

- 2 前項以外の役員及び評議員並びにその他の委員に対する報酬等は、理事会又は評議員会若しくはその他の会議への出席など法人、施設運営のための業務があった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員並びにその他の委員が出張並びに会議等に出席した場合は、社会福祉法人鳴瀬会旅費規程（この条において「旅費規程」という。）に基づき支給する。ただし、旅費規程第7条、第8条及び第9条の規定について別表第2に定める額を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 役員のうち新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中による就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- この規程は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。
- この規程の施行の際に、現に理事長の職にある者の平成 30 年 6 月分の報酬については、1 月分の報酬の額を支給する。
- 評議員等の旅費及び費用弁償に関する規程（平成 4 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

別表第 1 (常勤の理事の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長及び理事	月額 500,000 円以内で理事会において決定する。

別表第 2 (非常勤の役員等の報酬)

区 分	役職名	業 務 の 内 容	報酬の額
報酬(月額)	理事長		50, 000 円
報酬(日額)	役員(理事長を除く。)	理事会への出席	10, 000 円
		監事が監査のための出勤	10, 000 円
		法人・施設業務のための出勤	10, 000 円
報酬(日額)	評議員	評議員会への出席	10, 000 円
		法人・施設業務のための出勤	10, 000 円
報酬(日額)	その他の委員	第三者委員会への出席	7, 000 円
		入所検討委員会への出席	7, 000 円
		法人・施設業務のための出勤	7, 000 円

別表第3

日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
2, 500 円	2, 200 円	12, 000 円	10, 000 円	1, 500 円

備考

- 1 この表において、甲地方とは岩手県外をいい、乙地方とは岩手県内をいう。
- 2 片道 90 km（陸路による最短距離をいう。）以上の地域に旅行をし、当日帰る場合の日当は、1, 000 円を加算した額とする。